

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行つた。

令和八年一月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

指定番号	指定に係る道路の種類	指定の年月日	指定に係る道路の位置	道路の延長(単位メートル)	道路の幅員(単位メートル)
第三号	建築基準法第一項第四号	令和八年一月十五日	埼玉県飯能市大字岩沢字麦宇田七百六一四から 埼玉県飯能市大字岩沢字宮ノ東四百九十二一四まで	百六十八・〇	四・〇
で ら 埼玉県飯能市大字岩沢字宮ノ東四百九十二一四ま	埼玉県飯能市大字岩沢字宮ノ西五百三十四一一か	六十・〇	埼玉県飯能市大字岩沢字宮ノ東四百九十二一五の 地先から 埼玉県飯能市大字岩沢字宮ノ東四百九十二一五の 地先まで	十一・五	四・〇
百五十三・〇	四・〇	四・〇	埼玉県飯能市大字岩沢字前原九百七十二まで	四・〇	四・〇

第三号	指定番号	
第一項第四号 建築基準法 第四十二条	指定に係る道路の種類	
五日 令和八年一月十	指定の年月日	
埼玉県飯能市大字岩沢字前原九百六十八一一から 埼玉県飯能市大字岩沢字前原九百七十七一一まで	埼玉県飯能市大字岩沢字前原九百七十一一一から 埼玉県飯能市大字岩沢字前原九百七十三まで	指定に係る道路の位置
十一・〇	百二十四・〇	(単位メートル)道路に係る延長
九・〇	六・〇	(単位メートル)道路に係る幅員